午前九時三〇分開会

午前九時三〇分開議

○議長(髙野正君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、平成30年美浜町議会第1回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、3番 碓井議員、4番 北村 議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

- ○議員 「異議なし」
- 〇議長(高野正君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

日程第3 諸報告を行います。

本臨時会に提出された議案はお手元に配付していますが、事務局長から報告します。

〇事務局長(井田時夫君) 報告します。

議案第1号 損害賠償の額の決定について

議案第2号 工事請負契約の締結について

議案第3号 平成30年度美浜町一般会計補正予算(第5号)について 以上です。

○議長(高野正君) 町長提出議案は以上です。

本日までに受理した要望書は、お手元に配付しました文書表のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定によって本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しています。

これで諸報告を終わります。

日程第4 全議案の提案理由説明を求めます。町長。

〇町長(森下誠史君) おはようございます。

平成30年美浜町議会第1回臨時会に上程いたしました議案3件について提案理由を申 し上げます。

議案第1号は、損害賠償の額の決定についてでございます。

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額を定めることについて、 議会の議決をお願いするものでございます。 去る9月5日、上下水道課職員が、和歌山県御坊市湯川町財部217番地の6付近の交差点におきまして、一時停止の標識を見落とし、公用車と相手方の車を破損させてしまいました。

相手方は、事故後、病院で検査を受けられましたが、幸い、けがはなく、当町職員につきましても、けがはございませんでした。

事故後、当人はもとより、町から副町長、上下水道課長が自宅に訪問し、おわびを申し上げたところでございます。

保険会社には、事故発生後、直ちに連絡を行い、対応をお願いしてございます。

損害賠償の額は、1,043,348円で、内訳は、対物973,408円、対人69,940円となってございます。

既に相手方にはご了解をいただき、示談をお願いできることとなっておりまして、ご承認を賜りました上は、早急に和解をさせていただくこととなってございます。

今後、このような事故を起こさないよう、私どもはもとより、職員一同、交通安全に一層心がけるよう注意してまいります。

議案第2号は、工事請負契約の締結についてでございます。

浜ノ瀬地区津波避難施設建設工事につきましては、去る10月23日に入札執行いたしました。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、 落札者との契約に関する議会の議決をお願いするものでございます。

議案第3号は、平成30年度美浜町一般会計補正予算(第5号)についてでございます。 今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ10,265千円を追加し、補 正後の歳入歳出予算の総額を38億7,645千円とするものでございます。

平成30年9月の台風21号と台風24号により被害を受けたことによる補正でございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、地方交付税、普通交付税の追加は、財源調整によるものでございます。

県支出金、県補助金、農林水産業費県補助金、林業費補助金の追加は、煙樹ヶ浜保安林 内の倒木除去の補助金でございます。

諸収入、雑入、建物火災共済保険料の追加は、台風24号により被害を受けた潮騒かおる公園トイレの罹災に係る共済金でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

8ページ、農林水産業費、林業費、林業総務費の追加は、台風21号により被害を受けた煙樹ヶ浜保安林内の整備の補正でございます。

商工費、観光費の追加は、台風24号により被害を受けた潮騒かおる公園トイレ復旧工事の補正でございます。

以上、本臨時会に提案いたしました議案3件について、一括して提案理由を申し上げま

した。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(高野正君) 日程第5 議案第1号 損害賠償の額の決定についてを議題といた します。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長(大江裕君) 議案第1号 損害賠償の額の決定について、細部説明を申 し上げます。

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額を定めることについて、 議会の議決をお願いするものでございます。

去る9月5日午後2時30分ごろ、上下水道課職員が、業務に必要な物品を買い出しに行った際、和歌山県御坊市湯川町財部217番地の6付近の交差点におきまして、一時停止の標識を見落とし、交差点内に進入したことにより、横切る車に衝突させてしまい、公用車と相手、和歌山県御坊市藤田町藤井2011、小猿晃氏の車を破損させてしまいました。

小猿氏は、事故後、病院で検査を受けられましたが、幸い、けがはなく、当町の職員に つきましても、けがはございませんでした。

事故の原因は、職員の前方不注意により一時停止の標識を見落とし、交差点内に進入したことによるものでございました。

事故後、当人はもとより、町から副町長、私が、自宅に訪問し、おわびを申し上げたと ころでございます。

保険につきまして、当町の加入保険は、一般財団法人全国自治協会自動車損害共済に加入しているものでございまして、保険会社には、事故発生後、直ちに連絡を行い、対応をお願いしてございます。

過失割合については、職員80%、小猿氏20%でございます。

損害賠償の額は、1,043,348円で、内訳は、対物973,408円、対人69,940円となってございます。

既に相手方にはご了解をいただき、示談をお願いできることとなっておりまして、ご承認を賜りました上は、早急に和解をさせていただくこととなってございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(高野正君) これから質疑を行います。4番、北村議員。

○4番(北村龍二君) これは、起こったことは起こったこととして、あれなんですけれども、今後このようなことが起こらないように努力するということでしたが、まず、これが終わってから、何か職員に町長からでも職員全体にお話があったのかということと、もちろん、これで終わらせることが一番だめなことなので、そういうお話があるのか、今後されていくのかということと、私も車の仕事にちょっと携わっていたので、わかるんですけれども、970千円で、一旦停止でぶつかったとして、当たり方が結構ごつかったんであろうと思われます、970千円という数字は。というのは、お互い、けがをされていな

くて、この金額ということで。できれば、もしよかったら、車種とかというのを詳しくもうちょっと教えていただきたいなと、当たり方とか。よろしくお願いします。

- 〇議長(高野正君) 上下水道課長。
- 〇上下水道課長(大江裕君) お答えします。

公用車が、市道を横断する際、一旦停止を怠り、交差点に進入したことによって起こった事故でございますけれども、相手方の車種については、ウェイクという最近出た軽自動車でございます。

破損の状況についてなんですけれども、公用車については、左の前方の破損、相手方の車については、右側の前方がかなり、写真で見ますと、破損の部分は少ないんですけれども、破損以外の部分について、上へ浮いているだとか曲がっているという状況が確認できます。

額については、保険会社さんが査定していただいている金額でございますので、適正であると考えております。

以上でございます。

- 〇議長(高野正君) 総務政策課長。
- 〇総務政策課長(野田佳秀君) お答えいたします。

1点目の職員への周知ということですが、9月5日の日に事故が起こったわけなんですが、9月7日の日に、総務政策課長が安全運行管理者ということになりますので、いまー度安全運転について見つめ直し、より一層事故防止等に心がけてくださいということで、全職員に対しまして周知しているところでございます。

また、年末の仕事納め式についても、交通安全について職員に対しまして周知している ところでございます。

以上でございます。

- ○議長(高野正君) ありませんか。9番、田渕議員。
- **○9番(田渕勝平君)** 1点、今の北村議員の質問に関連してなんですけれども、私も、 970千円云々という金額について、どんな事故なんやろなと疑問を持っておりました。 それはそれで、今、課長の説明で、よくわかりました。

ただ、そうしたら、役場の車、いわゆる公用車の修理代は、これはどういう形で今後、 保険の対象、要するに、自分とこの車に対する保険は掛けていなかったんだろうと思われ ますが、ここら辺はどういう経緯になるんでしょうか。

- 〇議長(高野正君) 上下水道課長。
- **○上下水道課長(大江裕君)** 事故を起こした車についても、保険は掛けてございます。 自動車の修理工場へ出しまして、保険の範囲内で修理済みでございます。

以上でございます。

- **〇議長(高野正君)** よろしいね。
- ○議員 「ありません」

○議長(高野正君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

- ○議員 「ありません」
- ○議長(髙野正君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (举手多数)
- ○議長(高野正君) 挙手多数です。したがって、議案第1号 損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長(笠野和男君) 議案第2号 工事請負契約の締結につきまして、細部説明を申し上げます。

浜ノ瀬地区津波避難施設建設工事の入札につきましては、平成30・31年度美浜町建設業者ランク1の3業者とランク2の2業者の合計町内5業者を指名し、去る10月23日に入札執行いたしました。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、落札者との契約に関する議会の議決をお願いするものであり、予定価格1億22,515,200円に対し、契約金額は1億22,472千円、契約の相手方は、和歌山県日高郡美浜町大字和田2101番地の3、株式会社市川組美浜支店支店長、市川美貴氏でございます。

工事概要につきましては、鉄骨づくり、築造面積 $249.45 \, \text{m}$ 、階段・スロープ・照明・進入路等一式でございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

- ○議長(高野正君) これから質疑を行います。2番、谷議員。
- **〇2番(谷重幸君)** このタワーについては、前回も言いましたけれども、入札が全社辞退というような流れもあって、材料がなかなか入ってこないよとか、いろんな事情の中でそうなったとは理解はしております。ただ、思いとしては、少しでも早く完成させていただきたいというふうな思いは、住民も含め、我々もそうですが、当然、町もそういう思いは持っておられると思います。今後のスケジュールについて、わかる範囲で結構ですので、教えていただけたらと思います。
- 〇議長(高野正君) 防災企画課長。
- 〇防災企画課長(大星好史君) お答えいたします。

まず、今後のスケジュールということですけれども、まだ、今、議会の承認を、提出している案件ですので、実は業者とは打ち合わせはできておりません。なので、工程のほうもどうなるかというのは、今のところ、打ち合わせできていないような状態でございます。

ただ、議員おっしゃるように、やはりいつ起こるかわからない災害に対して対応できるように、私どもも一日でも早く工事が着工、また完成するよう、業者にお願いしていく所存でございます。

以上です。

- 〇議長(髙野正君) 9番、田渕議員。
- ○9番(田渕勝平君) 今の課長の説明、よくわかるんです、私もその疑問に思ってたので。大体、発注するときには、工期は何月という形になって、10月の発注になったら、今年度中には無理だと思うので、当然、繰越明許とか、そういうなにも組まれるんでしょうけれども、工期は何月幾日から何月幾日までというのは、おおよそのところはわからないんですか。
- 〇議長(高野正君) 防災企画課長。
- **〇防災企画課長(大星好史君)** お答えします。

まず、工期ですけれども、着工時期が、承認をいただいて、翌日からになります。完成 工期は、平成32年3月31日を予定しております。

さきの9月議会にも、そういうことで、債務負担行為を承認いただいておりますので、 2カ年の工事ということで考えております。

以上です。

- 〇議長(髙野正君) ないですか。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。
- ○議員 「ありません」
- 〇議長(高野正君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (举手多数)
- **〇議長(高野正君)** 挙手多数です。したがって、議案第2号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 平成30年度美浜町一般会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長(笠野和男君) 議案第3号 平成30年度美浜町一般会計補正予算(第5号) につきまして、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ10,265千円を追加し、補 正後の歳入歳出予算の総額を38億7,645千円とするものでございます。

平成30年9月の台風21号の暴風により被害を受けた煙樹ヶ浜保安林内の整備と、台

風24号の高波により潮騒かおる公園トイレが被害を受けたことによる復旧工事の補正で ございます。今回の補正以外にも、潮騒かおるトイレ復旧設計委託業務として、現計予算 での流用や予備費での対応をしてございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、地方交付税、普通交付税 5,873千円の追加は、財源調整によるものでございます。

県支出金、県補助金、農林水産業費県補助金、林業費補助金1,665千円の追加は、 煙樹ヶ浜保安林内の倒木除去の補助金でございます。

諸収入、雑入、建物火災共済保険料2,727千円の追加は、台風24号により被害を 受けた潮騒かおる公園のトイレの罹災に係る共済金でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

8ページ、農林水産業費、林業費、林業総務費4,811千円の追加は、煙樹ヶ浜保安 林内の倒木除去の委託料でございます。

商工費、観光費 5, 4 5 4 千円の追加は、台風 2 4 号の高波により被害を受けた潮騒か おる公園トイレの復旧工事でございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

- ○議長(高野正君) これから質疑を行います。2番、谷議員。
- ○2番(谷重幸君) 潮騒かおる公園トイレについてでございますが、直すことに別に異論を唱えるわけではないんですが、要は、少し波が来ると、またやられますよというお話でございます。想像すると、何か前のほうに、波よけというか、波どめというか、そうしたようなことも必要ではないかと。パラペット云々は、県管理物ですので、その上にそういったものをやっていただくためには、町独断で決めることでもないだろうとは想像はしおりますけれども、そういった対策の必要性とか、要は、さっき言ったように、また壊れますよと、そのあたりのことについてちょっとお伺いしたいと思います。
- 〇議長(髙野正君) 産業建設課長。
- ○産業建設課長(河合恭生君) お答えいたします。

谷副議長のおっしゃるとおりでございまして、今回、この予算をもって復旧したとして も、数年後、ひょっとすれば、来年、こういうことがまた発生する可能性も十分考えられ ます。

そうしたことから、今回、被災直後におきまして、日高振興局建設部の河港課の職員とトイレの前の現場にて何らかの越波対策をと、打ち合わせをしてございます。その後、概算ではございますが、設計書と破損箇所の写真32カットを建設部を通じて県庁のほうに申し入れしていただいてございます。また、再度、何とぞ、ここのトイレの南側の越波対策について、来年、予算措置をしていただけるよう、本課に強く申し入れておいてくださいということで、先週ではございますが、電話で建設部に申し上げました。

以上です。

〇議長(髙野正君) 9番、田渕議員。

〇9番(田渕勝平君) まず、先ほどの議案も含めて、今回の議案も含めて、最近、こうして資料をつけてくれるというのは、非常に、こっちの立場として、わかりやすいというのをありがたく思っております。

そこでですけれども、松林の倒木の話ですけれども、9月議会でも質問しましたように、 倒木の話は、これでけりがつくかつかんか、量からして、わかりませんよという話、それ はよく理解しておるつもりでございます。

しかし、この間も、軽トラ市に行ったときに、キャンプ場にも随分とごみが中に入っていると。それは煙樹ヶ浜の関係の流木なので、浜の担当のときに、掃除のときに全部してくれるんかなとは思っているんですけれども、そこら辺のあれが、松林の中へ入ってしもた、波で打ち上げられたごみというのは、この処理の中に入っていないと思うんだけれども、そこらの兼ね合わせ、あれはあれで、このような方法で掃除する予定ですというのは、そこら辺だけ、ちょっとお話しいただけたらと思います。

- **〇議長(髙野正君)** 産業建設課長。
- **○産業建設課長(河合恭生君)** お答えさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、あくまでも保安林、いわゆる立ち木の部分でございます。

ご質問にありますところの煙樹海岸キャンプ場のキャンプサイト内での流木でございます。先日、9月議会におきまして重機借り上げ料による、私ども、いろいろな復旧作業を行ってまいりました。その予算の中で、最後にはなりますけれども、キャンプサイト内の流木の整理をこれからやろうと考えてございます。その流木の処分につきましては、日高振興局建設部さんと現在相談し、海岸の流木一式と一緒に県のほうで処分していただけないでしょうかというところの協議をしてございます。

以上です。

- 〇議長(高野正君) 9番、田渕議員。
- ○9番(田渕勝平君) よく理解しました。

ちょっとくどい念の押し方なんです。キャンプ場はもちろんのこと、ほかにもかなりの 流木が打ち上げられた。それも、今、課長が言われた対象の中に入っているんですよね。 ちょっとくどいですけれども、念を押しておきたいと思います。

- 〇議長(高野正君) 産業建設課長。
- **○産業建設課長(河合恭生君)** ほかにも、保安林内に、縁辺部に流木が入ってきているところでございます。ただ、全てが全て、町のほうで保安林内全体の流木を海岸のほうに持ち出すというのもなかなか限界があるところではございます。今雇用しています作業員、それから先ほど申し上げました重機借り上げ料のできる範囲内で保安林から海岸のほうに搬出できればと、そのように考えてございます。

以上です。

- 〇議長(高野正君) 6番、繁田議員。
- **〇6番(繁田拓治君)** 潮騒かおる公園のトイレですけれども、使えなくなってから、いっからかは確認していないんですが、仮設トイレ、あそこに4個置いてあったと思います。置いていただいておりますね。あれが祭りのときに大変有効であったと思います。あのトイレについては、大体、どれぐらいの期間で設置されているのか、それから、その費用についてはどうなっているのか、そこら辺、詳しく。
- 〇議長(高野正君) 産業建設課長。
- **○産業建設課長(河合恭生君)** お答えさせていただきます。

4つの仮設トイレにつきましては、和田祭用にお宮さんのほうで一時的に、祭りの当日だけ設置していただいていたものでございまして、基本的には町とは一切関係ございません。

以上です。

- 〇議長(高野正君) いいですね。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(高野正君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (举手多数)
- ○議長(高野正君) 挙手多数です。したがって、議案第3号 平成30年度美浜町一般会計補正予算(第5号)については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成30年美浜町議会第1回臨時会を閉会します。

午前一○時○一分閉会

お疲れさまでした。

続いて、10時10分より、全員協議会を開きます。よろしくお願いします。